

# 新型コロナウイルス感染症陽性者の療養解除基準及び濃厚接触者の待機期間について

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、療養解除基準等が一部変更されています。内容をご確認の上、再度感染拡大防止にご協力ください。  
尚、陽性者の療養解除日及び濃厚接触者の待機期間について、保健所等に指示された期間を園にお知らせください。

## 園児の陽性が判明した場合

		発症からの経過日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
園児	陽性者	有症状	発症	療養期間（10日間）										登園								
		無症状	検査日	療養期間（7日間）							登園											
同居家族（保護者、兄弟等）	濃厚接触者 エッセンシャル ワーカー	※3 ▲	陽性者の療養期間※1				家族 待機期間（5日間）※2		家族 解除						園児 登園							
	濃厚接触者 エッセンシャル ワーカー以外	※3 ▲	陽性者の療養期間※1							家族 待機期間（7日間）		家族 解除										

## 園児が濃厚接触者（同居家族が陽性）の場合

		発症からの経過日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
園児	濃厚接触者	※3 ▲	家族A	陽性者の療養期間※1							登園				家族 解除	陽性者は療養期間が解除されるまで園児の送迎は不可。				
		▲	途中で別の家族Bが発症した場合	※4 ▲			陽性者の療養期間※1							登園				家族 解除		

## 園児が濃厚接触者（同居家族以外が陽性）の場合

		発症からの経過日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
園児	濃厚接触者	※3 ▲	待機期間（7日間）							登園											

▲：陽性者と最終接触日

- ※1 陽性者の療養期間（7日目or10日目）は、症状の有無により変動するため、登園日も変動する。
- ※2 社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の濃厚接触者の待機期間は、薬事承認された抗原定性検査キットにより4日目及び5日目に検査を行い陰性であった場合は、7日目を待たず待機を解除できる。
- ※3 感染対策を講じた日：（日常生活を送る上で可能な範囲。厳格な隔離等の実施を求めている）
  - ・マスク着用
  - ・手洗い、手指消毒の実施
  - ・物質等の共用を避ける
  - ・消毒等の実施
- ※4 家族Aの発症後、途中で別の家族Bが発症した場合、家族Bの発症日を0日目とする。

## 同居家族（保護者、兄弟等）が濃厚接触者の場合

・園児は、可能であれば登園を控えていただき、また同居家族に体調の変化があった際は必ず園にご連絡ください。また濃厚接触者の方は、待機期間が解除されるまで園児の送迎をお控えください。

但し、療養期間及び待機期間が8日目で解除になった場合も、10日間が経過するまでは、検温実施する等自主的な健康観察を行い、高リスクの場所や会食等は避け、マスク着用する等感染対策を行ってください。